

高知工業高等専門学校コース会議規則

制 定 平成28年 2月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第19条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校コース会議（以下「コース会議」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 コース会議は、各コースの運営に係る詳細事項の連絡調整を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 コース会議は、コースの授業を担当する教員及びコース長が必要と認めた者で構成する。

2 コース長は、コース会議を主宰する。

(コースコアメンバー連絡会)

第4条 コース長は、コース長及びコース長が校長の承認を受けたコースメンバー（以下、「コースコアメンバー」という。）で構成される、コースコアメンバー連絡会を主宰し、コースの運営を行う。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、コース会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日より施行する。